

地域経済の好循環の拡大に向けた提言

我が国の経済は、金融財政政策や成長戦略といったアベノミクスの取組の推進により、景気は緩やかな回復基調が続いており、個人消費や設備投資といった民需も持ち直しの動きが見られる状況にあるが、地域経済は一部に回復の動きに弱さが見られる状況にある。

また、全国的に雇用・所得環境の改善が見られるものの、少子高齢化による生産年齢人口の減少や雇用のミスマッチ等が相まって、人手不足は深刻な状況にある。

地域を支える人材や将来を担う若者が生涯を通じて安心して働き続けることができる地域社会を築くことにより、地方からの人口流出を食い止め、更には地方へ人材や若者を呼び込み、地域社会を持続可能なものとしていくことが、現下の喫緊の課題であり、一刻の猶予も許されない。

我々地方は、それぞれの実情に応じた独自の産業政策を展開しており、今後とも地域経済の活性化や雇用対策、人づくりに全力で取り組んでいく所存である。

国においては、働き方改革の着実な推進や様々な社会課題を解決する Society5.0 の実現を目指した取組の推進はもとより、大胆な規制改革、地域の実情に応じてきめ細かな対応も可能となる支援制度の拡充・新設等の財政措置、税制の優遇措置等、国全体の活力が強化される大胆な施策を講じて、地域間格差の是正や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出に取り組むべきである。

アベノミクス成果を地域の隅々にまで行きわたらせ、地域経済の好循環を拡大し、地方創生の流れを加速するためには、地方の取組を最大限尊重しながら国と地方が両輪となって取り組んで行かなければならない。

については、国において、次の事項を講じ、地方の取組を伴走支援するよう求める。

1 働き方改革と雇用の創出について

(1) すべての人が働きやすい環境の整備

地方の人口減少等が進行する中、労働力不足への対処が重要な課題であり、地域経済再生の核となる若者・女性・障がい者・高齢者など、すべての人が働きやすく、働き続けられる環境を整備するため、子育て・介護支援の取組や障がい者・高齢者の雇用促進のための取組への支援を充実し、非正規雇用労働者の処遇改善、最低賃金の引き上げなどの施策を更に進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、労働者の健康と生活に配慮されるよう長時間労働の是正や柔軟な働き方の導入促進などに向けた取組を一層進めること。

また、企業の収益力を高め、労働者の処遇や就業環境の改善等につなげるため、企業の生産性向上に向けた取組を支援する施策を充実させること。

(2) 農林水産業や観光関連産業等における担い手・専門人材の育成・確保

農林水産業や観光関連産業など様々な分野において、担い手・専門人材の育成・確保や雇用条件の改善に向けた地方の取組を支援する施策を充実すること。

(3) 産業振興と一体となった良質で安定的な雇用の創出

地方においては未だ雇用環境が改善していないところもあることを踏まえ、地域活性化雇用創造プロジェクトの継続及び海外からの需要を取り込み雇用を創出する事業を対象とするといった拡充など、産業振興と一体となった良質で安定的な雇用の創出に確実に繋がる取組を行うこと。

2 対日直接投資の更なる促進について

我が国の持続的な成長を実現するには、対日投資を促進させ、イノベーションによる新たな産業の創出や、さらには、地域と一体となって地域の発展に貢献できる優れた技術や人材・資金等を世界から受け入れていくことが不可欠である。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を日本への国際的な注目が一層高まる好機と捉え、日本に関心を持つ海外の企業の情報を自治体へ切れ目なくつなぐシステムを構築する観点から、外国企業と中小企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材斡旋等の機能を担い、地域への直接投資誘致の際の司令塔となるべき国内拠点として、全国各地の日本貿易振興機構（JETRO）の機能強化を図るなど誘致体制を強化し、対日直接投資促進のための財政支援措置を講じるなど、外国企業の地域への進出を国と地方自治体が一体となって総合的に支援する仕組みを構築すること。

3 地域経済を支える中小企業・小規模事業者の振興対策について

(1) 資金繰り対策

人口の減少に伴う需要の減退や人手不足による人件費の高騰などにより厳しい経営環境にある中小企業の実態を踏まえ、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じるとともに、経営が悪化した企業に対する金融のセーフティネットに万全を期すこと。

(2) 中小企業・小規模事業者に対する支援策及び支援体制の充実・強化

地域における事業活動の維持・発展や経済の活力向上を図るため、資金面の助成のほか、専門家による計画策定から試作品開発、販路開拓までの一貫した支援や、経営者の高齢化や後継者難といった課題を抱える中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化に向けた支援の一層の充実強化を図るとともに、市町村や金融機関などと連携した女性・若者などの創業を促進すること。

また、地域においてこれらの支援を実施する商工団体の経営指導体制も併せて充実強化すること。

(3) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

また、地方企業が東京圏在住者に対して情報提供や相談対応ができる場や人材獲得に係るコストの低減につながるサテライト採用面接会場の設置など、マッチング

のための環境を充実させる施策を講じること。

(4) ものづくり中小企業の輸出促進も含めた海外展開の支援

ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化のため、地域の経済・雇用を支えし、有望な技術等を有する中小企業・小規模事業者の輸出促進などを通じた海外展開の拡大を含めた振興策の充実・強化を図ること。

(5) 商店街の活性化と空き店舗対策

中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む、包括的かつ抜本的な対策を実施すること。

(6) 地域イノベーションの創出と第4次産業革命への対応

新たな産業と雇用の場の創出のため、地域の大学、企業、産業支援機関、自治体の連携を強化し、食・健康・医療・環境・エネルギーなどの分野における社会的ニーズを的確に捉え、地域イノベーションの創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

また、AI・IoT等を活用した生産性向上、経営基盤強化、新商品開発等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援や、IoT設備等の導入を促進する産業支援機関などへの支援を充実すること。

4 地域社会の基盤となる農林水産業の振興について

(1) 地域農業・農村の実情を踏まえた「農業競争力強化プログラム」の推進

各地域の農業者が今後とも意欲と希望を持って営農に取り組んでいけるよう、「農業競争力強化プログラム」に関する制度の設計については、各地域の農業・農村の実情を十分に踏まえること。

(2) 強い農業と活力ある農村の実現

「地方創生」の中核となる強い農業と活力ある農村の実現に向け、農地中間管理機構の機能強化により農地集積・集約化及び荒廃農地解消を推進し、ICT・ロボット技術を活用したスマート農業の推進などによる農業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、大規模災害や農業水利施設の老朽化等に適切に対応するための農業農村整備事業や中山間地域等における農業・農村の維持・発展に不可欠な鳥獣被害防止総合対策について、国の財政的支援を充実させること。

(3) 水産業及び林業の基盤整備の推進

水産物の安定供給体制の確立、漁港施設の高度衛生管理対策及び防災・減災対策等を進める水産基盤整備や老朽化した漁船の代船建造、さらには、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林整備及び木材加工流通施設整備や林業の成長産業化に資する路網整備などを計画的かつ着実に推進すること。

(4) 安定した農林水産業経営の確立

生産資材の価格変動や販売価格の下落及び自然災害での被災に左右されない安

定した農林水産業経営の確立に向け、資材の効率的な利用・低コスト化に向けた取組への支援、経営所得安定対策等の安定的・継続的な仕組の構築とともに、新たなセーフティネットである収入保険制度の効果的かつ円滑な実施や漁業経営セーフティネット構築事業の拡充及び資金繰り円滑化支援の充実など、農林漁業者の経営安定を図る支援の充実・強化を図ること。

(5) 農林水産業における所得向上と成長産業化

就業者の確保、経営感覚に優れた人材の育成、他産業との連携や6次産業化の推進等、農林水産業における所得の向上と成長産業への飛躍に必要な対策を強力に推進すること。

(6) 輸出の円滑化に向けた環境整備

食の安全性に関する積極的な情報発信や、原発事故に伴う輸入規制措置の撤廃の実現に向けた諸外国との交渉の強力な推進、日本の食文化の普及促進とともに、国際的な輸送拠点となる港湾及び空港の物流機能の充実強化をはじめ、産地から海外に向けた鮮度保持流通の技術開発、システム開発への支援など、円滑な物流網の整備促進を行うこと。

(7) 競争力向上による輸出促進

相手先国の衛生管理基準等への対応の促進や日本発の国際的に通用する規格・認証の仕組みを構築するとともに、お土産やハラル、ベジタリアンなど多様なニーズに対応した食の提供体制整備などへの支援や、高品質な農林水産物の生産、農林水産物の生産コストの低減、加工食品の低コスト生産技術の試験研究・開発の促進など、価格競争力の向上による輸出促進などを進めること。

(8) 主要農作物種子法の廃止への対応

主要農作物種子法の廃止に際して、都道府県がこれまでの体制を生かして、今後も継続的に生産者に対して主要農作物種子の良質かつ安価な供給及び普及に取り組むことができるよう、その財政需要について、引き続き地方財政措置を確保すること。

また、主要農作物種子が国家戦略的な公共財であることを明確化して、その育種素材の海外流出を防止し、かつ外貨との競争に対抗するために必要な新たな措置を講ずること。

5 国際貿易交渉への対応について

日EU・EPA交渉が大枠合意に至り、さらに、TPP協定や日米経済対話等の検討が進められる中、今後、関税の引き下げや関税割当枠の取扱いなどにより、国内農林水産業への影響が懸念される。

国においては、いかなる国際貿易交渉にあっても、我が国の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、農林水産物の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について、丁寧に情報提供を行うこと。